

令和 6 年度

民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ

協議結果要旨

いいこと たくさん



最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和 6 年 1 月 28 日に、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地方裁判所において民事執行事件及び倒産事件を担当する本庁の裁判官、書記官及び総括執行官が出席して開催された民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せの協議結果の要旨を取りまとめたものである。なお、略語は、同年 10 月 28 日付け民事局第三課長事務連絡「民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せにおける論点事項等の送付について」による。

目 次

【倒産分野】

第1 民訴フェーズ3開始に合わせて施行される諸制度の実務上の留意点

- 1 ウェブ債権者集会開催のニーズ
- 2 ウェブ債権者集会の開催が適切な事案や場面
- 3 ウェブ債権者集会を実施する場合に検討すべき事項

第2 事務標準化の今後の展開の時期及び方法

- 1 標準的な申立書式と添付資料による申立ての試行的開始
- 2 試行的な運用を開始する場合のスケジュール案
- 3 関係機関との協議においてあい路となる事項

【執行分野】

第1 電子的に作成された債務名義等に基づく申立審査の事務フロー

- 1 当事者が提出していない更正決定や執行停止決定の確認の要否
- 2 電子的に作成された債務名義に基づく申立てにつき審査を行う方法

第2 デジタル化を踏まえた執行官事務の合理化・標準化

- 1 不動産執行事件における入札の有効性審査を標準化・合理化する方法
- 2 標準化・合理化を検討すべき事務及びそのあい路

第3 執行官事務に関する知の承継の在り方

- 1 現在の執行官が抱えている知の承継・共有や人材育成上の課題
- 2 各庁における取組並びにそのあい路及びこれを克服するための方策

第4 ウェブ会議を利用した財産開示期日

- 1 ウェブ財産開示期日実施のニーズ
- 2 ウェブ財産開示期日の実施が適切な事案や場面
- 3 ウェブ財産開示期日を実施する場合に検討すべき事項

第5 財産開示事件の事務処理上の課題及び工夫例

- 1 事務処理上の課題
- 2 課題に対する対処（工夫例、合理化例）

第6 事務標準化の今後の展開の時期及び方法

- 1 標準的な事務処理の開始に向けてのスケジュール

- 2 標準的な事務処理を開始することが適切な事件類型
- 3 関係機関への説明においてあい路となる事項

【倒産分野】

協議事項1 民訴フェーズ3開始に合わせて施行される諸制度の実務上の留意点

【概要】

- 破産法の改正により、債権者集会等の期日について、裁判所が相当と認めるときは、裁判所並びに破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者がウェブ会議の方法によって、手続に関与できるとする規定が設けられ（改正破産法121条の2、122条、136条の2）、これらの規定は、民訴フェーズ3開始（遅くとも令和8年5月まで）に合わせて施行されるところ、改正破産法の一部先行施行から破産手続の完全デジタル化（遅くとも令和10年6月）までの間を念頭に置き、以下の意見交換が行われた。
- 協議を通じて、ウェブ債権者集会実施についてのニーズや実施に適する事案を選定するに当たっての考慮要素、実施上の課題についての認識が共有され、制度の施行に向けて引き続き検討を継続することが確認された。

論点1 ウェブ債権者集会開催のニーズ

- 債権者、破産者、管財人といった関係人の属性ごとに、現時点で想定されるウェブ債権者集会開催のニーズについて、各庁の検討結果が以下のとおり紹介された。

（債権者のニーズ）

債権者については、遠隔地に所在する場合も想定されるため、潜在的なニーズは高いとの指摘があり、具体的なニーズとしては、債権者集会で配布される説明資料入手したい場合や、事前の資料に加えて管財人からの説明も直接聞きたい場合などが挙げられた。

（破産者のニーズ）

破産者は、住所地に管轄があることから、遠隔地を理由とする希望はさほど想定されず、疾病や障害等によって出頭が困難な場合に限ってニーズがあるとの検討が紹介されたほか、仮にウェブで参加するとなれば、原則として代理人事務所でのウェブ参加となると考えられるが、同事務所は裁判所の近傍に所在することが多いから、メリットは低いのではないかとの指摘もあった。

（管財人のニーズ）

管財人の事務所が裁判所の周辺に所在することが多いことや、債権者集会における質問対応の必要性を考慮すると、何らかの事情で出頭が困難な例外的な場合や、債権者の出頭が見込まれない事案を除いて、ニーズは高くないとの指摘があった。他方で、破産事件が本庁に集約されている場合には、支部管内の

管財人からのニーズも高まるとの検討も示された。

(その他の視点)

裁判所側からの視点として、感染症の蔓延状況下での活用や債権者・破産者間の感情対立が激しく、警備を要する事件での活用等が考えられるとの検討が紹介された一方で、債権者の感情の厳しい事件で破産者をウェブで出頭させることについては、債権者の不満につながることから、必ずしも相当とはいえないとの指摘もあった。

論点2 ウェブ債権者集会の開催が適切な事案や場面

- 論点1において検討したウェブ債権者集会開催のニーズを踏まえつつ、それが適切な事案や場面について、破産者や債権者の属性、手続の進行の程度、地域の特性等様々な視点からの検討が紹介された。

(破産者の属性－自然人破産)

- 自然人破産の場合、債権者の出頭が少ない又は想定されない事案も多く、こうした事案では本人確認の負担が少ないとから、ウェブ債権者集会の開催に適しているとの指摘が複数あった。

(破産者の属性－法人破産)

- 法人破産の場合、全国の消費者が債権者となる事案や多数の債権者が来庁して集会の混乱が予測される事案は、ウェブ債権者集会のニーズがあるとの指摘があった一方で、本人確認や発言者の特定の問題を踏まえると、出頭する債権者数が対応可能な範囲か否かを念頭に置く必要があるとの指摘もあった。

(債権者の属性等)

- 本人確認の負担を考慮すれば、債権者が金融機関であるなど破産手続に慣れており、その数が10人程度と比較的限られている事案が適しているとの検討が紹介された。

(手続の進行の程度)

- 第1回期日は事前情報が少ないため、続行期日からウェブ債権者集会を実施することが相当であるとの検討や、第1回期日に債権者の出頭がなかった第2回以降の期日での実施が相当との検討が紹介された。

(地域の特性)

- 冬場に積雪や悪天候により出頭が困難となった場合には、ウェブ債権者集会の開催が相当であるとの検討や、支部管轄事件に本庁所在地の管財人が選任されている事案で、本庁・支部間の移動に時間要する場合には、債権者の出席が見込まれないことを前提に、管財人がウェブ会議によって参加することが考えられるとの検討も紹介された。

(その他)

- 相当性を判断するに当たっては管財人から見て適した事案であるかという点を抜きには検討できないとの指摘や、債権者が係属庁に出頭するのが困難な場合に、管内の別の庁に出頭してもらい、当該庁と係属庁をウェブ会議で接続することも検討している旨の紹介もされた。

(運用検討の方向性)

- 運用開始に当たっては、いきなり大規模な事案で開始するのではなく、小規模な事案で実績を積んでいくのが相当であるとの指摘があった。

論点3 ウェブ債権者集会を実施する場合に検討すべき事項

〔倒産資料01参照〕

(追加すべき検討事項)

- 事前配布資料である倒産資料01（赤字部分を除いたもの。）に記載した検討事項例に過不足がないか意見交換したところ、追加検討事項として、①非召集型の運用との棲み分け、②ウェブ参加が可能となるのは「届出をした債権者」であるところ、債権届出留保型の事案で利用できるのか（知れたる債権者や債権者として主張する者のウェブ参加を認めて良いか。）、③意向聴取を実施したが、意向に沿えない場合の対応（ウェブによる参加を不相当と判断したにもかかわらず、破産者がウェブ参加を強く希望する場合など）、④インターネット環境にない債権者への対応として、最寄りの裁判所に来庁してもらい、当該裁判所からウェブ会議の方法により参加するという運用があり得るか、⑤ウェブ会議の接続先としてどのような場所を許容するか、⑥ウェブ債権者集会を実施した場合の調書作成の要否といった点が挙げられた（本協議結果要旨添付の倒産資料01の赤字部分）。

(本人確認の方法)

- 全体的な考え方として、当事者の利便性の向上と裁判所の効率的な事務処理との調整となるところ、現状でも、債権者集会で身分証等は確認せず、出頭カード等に名前を書いてもらうに留まるため、ウェブ参加による場合であっても同等の措置をとれば足りるとの指摘があった。
- 具体的な方法については、訴訟と同様に考えると身分証の確認が考えられるが、多数の債権者に行うのは実際には難しいことを共通認識としつつ、①裁判所が送付する会議情報（会議URL等を想定）を利用して参加している以上は債権者として扱うこととし、身分証の確認はしないという割り切りが必要である、②①の運用を原則とするとしても、議決権行使など手続上の権利行使する場面では本人確認を確実に行う必要がある、③疑義がある場合には改めて身分証の提示を求める、④ウェブ会議のログイン名（会議への表

示名)をルール化し、ログイン名により確認するといった検討が紹介された。

- なお、身分証による本人確認を行う場合には、身分証等の記載内容が他の参加者に閲読されないようにする必要があるとの指摘もあった。

(不規則発言や録音録画への対応)

- 禁止事項の事前告知として、ウェブ債権者集会の開催通知に注意書を同封することや、禁止事項について了解した旨をウェブ債権者集会の開始時に表明してもらう方法が考えられること、実際に禁止事項が行われた場合には、強制的にミュートにしたり、退出させたりすることが想定されるといった検討が紹介された。

協議事項2 事務標準化の今後の展開の時期及び方法

【概要】

- デジタル化を契機とする事務標準化に向けた検討として、申立てフォーム及び添付資料の標準化に向けた検討を行っているところ、事務標準化に向けた検討の成果をより早期に実務に還元し、当事者の利便性の向上、事務処理の合理化による負担の軽減及び知の承継の容易化を実現するための方策として、令和9年度を目途に、デジタル化後の申立てフォームをベースとした標準的な申立書式及び添付資料による申立てを、利用者に試行的に案内していくことについての意見交換が行われた。
- 事務標準化に向けた検討の成果をより早期に実務に還元するという観点から、標準的な申立書式及び添付資料による申立てを、遅くとも令和9年度を目途に利用者に試行的に案内していくことについては異論がなかった。
- また、添付資料の標準化に当たって残された課題や試行に向けた各庁の準備状況については、事務標準化の意見交換の枠組みを利用して検討及び情報共有を継続することが確認された。

論点1 標準的な申立書式及び添付資料による申立ての試行的開始

- 標準的な申立書式及び添付資料による申立てを試行的に開始することについて、参加庁から異論はなかった。また、申立書式の交付は代理人のみを想定しているとの紹介が複数庁からされた。

論点2 試行的な運用を開始する場合のスケジュール案【倒産資料02参照】

- 以下のスケジュール案(イメージ線表は倒産資料02上段参照)について協議を行った。

【スケジュール案】

(令和7年度前半)

- ① 事務標準化意見交換の成果を全国の裁判所に還元
- ② 最高裁と日弁連との間で、標準的な申立書式及び添付資料を用いた申立ての試行について意見交換を実施

(令和7年度後半～令和8年度後半)

- ③ 各庁と単位弁護士会との間で、標準的な申立書式及び添付資料を用いた申立ての試行について意見交換を実施

(令和9年度～)

- ④ 実施可能な庁において、実施可能な範囲で、標準的な申立書式及び添付資料を用いた申立ての案内を試行的に実施

(スケジュール案)

- 単位弁護士会との協議期間を1年半とすることについては、実施可能な庁から順次試行を開始することが望ましいと考えると長いのではないか、可能な限り早く試行に入るべきであるとの指摘があった一方で、単位弁護士会の反応がまだ分からぬいため、どの程度の期間を要するかについては不透明であるとの見解や、意見交換の期間としては違和感がないとの発言もあった。

(単位弁護士会との意見交換の進め方等)

- 各庁と単位弁護士会との意見交換の進め方等については、民事局から、①標準的な申立書式及び添付資料は、デジタル化後の入力フォームを利用した申立てを前提とするものであるから、試行への理解を得るために説明を中心となることを想定しており、個別の書式や資料の個別の項目の内容の当否についての意見交換を行うことは想定していないこと、②添付資料の一部については、標準化の議論が継続中だが、そのことにより試行スケジュールを後ろ倒しすることは想定していないことが説明された。
- 上記回答に対しては、弁護士会との意見交換では申立書式の内容についての意見が出ることが予想されるので、あくまでデジタル化後のフォームによる申立てを円滑に実施するための試行であることを説明として徹底し、入力フォームに慣れるメリットを理解してもらう必要があるとの指摘があった。

論点3 関係機関との協議においてあい路となる事項

(単位弁護士会との協議の在り方)

- 単位弁護士会との協議の機会としては、管財人等協議会等の定期的な協議の機会を利用することを検討している旨の紹介が複数庁からされた。

(試行に向けた留意点)

- 管内に大規模支部がある場合には、本庁と単位弁護士会との協議に加えて、

支部と単位会支部との協議も並行して進める必要があり、その前提として、本庁と支部との意見交換をどのように進めるのかが課題であるとの紹介があった。

- また、実際に試行を開始した場合の留意点として、①他庁で先行的に試行が開始された場合には、試行を開始していない庁にも標準的な書式及び添付資料による申立てがされることが想定されるため、先行的に試行を開始した庁に関する情報の共有が必要である、②試行期間中は、従前の書式・添付資料による申立てと標準的な書式及び添付資料による申立てが混在することとなり、記載事項や添付資料に相違が生じることとなることの理解を得る必要があること等が指摘された。

【執行分野】

協議事項 1 電子的に作成された債務名義等に基づく申立審査の事務フロー

【概要】

- 民訴手続のフェーズ3開始後は、判決や和解調書等の債務名義や執行文、それらの送達・確定に係る情報は電子的に作成・保持され、執行裁判所及び執行官は、それらの内容を裁判所のシステム上で確認できるようになるため、執行裁判所等は、申立人から提供される事件特定情報を用いてシステム上で該当する債務名義等を特定・参照し、審査等を行うことが想定されるところ、本協議では、①当事者が事件特定情報を提出（提供）していない更正決定や執行停止決定の存否を執行裁判所が積極的に確認することの要否、②電子的に作成された債務名義に基づく申立てにつき審査を行う方法について、執行裁判所及び執行官双方の視点から意見交換が行われた。
- 執行停止決定については、当事者から事件特定情報の提供がない限り積極的に確認する必要はない点で認識が一致した。他方、更正決定については、様々な視点からの検討が紹介され、運用の在り方を含めて継続的に検討すべき課題であるとの認識が共有された。
- 申立ての審査方法については、事件数や庁の規模、手続の種類等複数の視点からの検討が紹介され、庁の実情やシステムの仕様等を踏まえて、執行官室を含めて継続的な検討課題であることが確認された。

論点 1 当事者が提出していない更正決定や執行停止決定の確認の要否

〔執行資料〇1参照〕

(執行停止決定について)

- 執行停止決定については、民事執行法39条が当事者提出主義を採用していること、積極的に確認することとした場合には、発令の前段階や執行の直前まで同決定の有無を確認することとなり、担当者の負担が大きいこと、電子化される前の紙の債務名義に基づく申立ての場合と扱いを異にすることは公平を害すること等を理由に積極的に確認する必要はないとの検討が複数の参加庁から紹介され、異論は見られなかった。
- なお、執行官の立場から、執行官が執行停止決定の存在を知っている場合、家屋明渡しの強制執行のように原状回復が困難な執行類型については、債務者に執行停止文書の提出を促すことなく執行をすることには躊躇を覚えるが、債務者に提出を促すことは手続の公平を害するという指摘があった。

(更正決定について)

- 当事者が事件特定情報を提供しない限り積極的な確認を不要とする立場からは、①更正決定の内容が債権者に有利な場合には裁判所から指摘する必要

- はないこと、②債務者に有利な内容であっても、現状では債権者からの提出がなければ認識し得ないこととのバランスを考慮すべきこと等が指摘された。
- また、仮に執行裁判所等が自らシステム上で確認できることを前提としても、その都度確認する義務があるとまで考えるのは疑問であり、気付いたら提出を促す程度のものとすべきとの検討も紹介された。
 - 他方で、別の立場からは、更正決定は債務名義と一体となるものであるから、民訴フェーズ3開始後も、債務名義の事件特定情報を基に確認ができるのであれば、執行裁判所は申立て段階で見ることになるのではないかといった検討が紹介された。
 - 以上のほか、更正決定の有無を積極的に確認するか否かの検討は、システムに債務名義と更正決定がどのように格納されるのかという点が大きく関わるといった指摘や、裁判所が当事者から申述のない更正決定を認識した場合の対応（却下できるのか）について検討が必要であるとの指摘もされた。

論点2 電子的に作成された債務名義に基づく申立てにつき審査を行う方法

【執行資料01参照】

- 電子的に作成された債務名義の確認方法として、以下の方法を事前に提示して意見交換を行った。

【確認方法】

- ① 審査に関わる職員が、都度、システムにアクセスして債務名義等に係る情報を確認する方法
- ② 受付段階でシステム上の債務名義等に係る情報を紙に印刷し、その後関与する職員は、執行事件の参考書類として綴られた当該印刷物を用いて審査を行う方法
- ③ 受付段階でシステム上の債務名義等のファイルをダウンロードして共有フォルダに保存し、その後関与する職員は、保存されたファイルを用いて審査を行う方法

（債権執行事件）

- 新受件数が多い府からは、受付段階ではシステムにアクセスすることはせず、書記官審査の段階でシステムにアクセスして審査し、印刷して裁判官の審査に回すものと、印刷しないもの（例：仮執行宣言付支払督促）とを選別する方法を検討していること（①及び②の方法の組合せ）が紹介された。同じく、②の方法は相当ではないとする府から、①と③の方法の組合せ（書記官が①の方法で審査を行い、発令担当裁判官用のフォルダに債務名義等の情報を保存する。）を検討していることも紹介された。
- 他方、新受件数が1日当たり10件から25件程度の府からは、②の方法

を検討している旨の紹介があったが、執行事件の完全デジタル化を考えると、①の方法に段階的に移行することもあり得るとの指摘があった。

- また、新受件数が多い庁からも、システムの安定性や利便性によっては、①ではなく②の方法を検討せざるを得ない、その場合には、発令審査に真に必要な情報に限って印刷することが考えられるとの検討も紹介された。

(不動産執行事件)

- 庁の規模に関わらず、1日当たりの新受件数がそれほど多くはないことから、②の方法が原則となることで、各庁の検討が一致した。

(財産開示・情報取得等)

- 新受件数が多い庁からは、原則として①の方法とすることを検討している旨の紹介がされた。

(執行官に対する申立て)

- 大規模庁の執行官からは、大量の債務名義を印刷する機材・人員に制約があることから①の方法が相当であるとする庁の検討が紹介された一方で、執行現場において債務名義を提示する場面が多いことから、②の方法や③の方法が相当であるとする庁の検討も紹介された。

- もっとも、①の方法を検討している庁からも、複数の執行官で事件を検討する場合や執行補助者が多数の場合は、債務名義を印刷して共有する必要があるとの指摘もあった。

協議事項2 デジタル化を踏まえた執行官事務の合理化・標準化

【概要】

- 執行官事務についても、デジタル化を契機として事務の合理化・標準化の検討を行い、当事者の利便性の向上や事務処理上の負担の軽減、知の承継の容易化を図るとともに、改正法の全面施行後の事務処理への円滑な移行を実現する必要があるところ、本協議事項では、①不動産執行事件における入札の有効性審査を合理化・標準化する方法、②標準化・合理化を検討すべき事務等について、執行官及び執行裁判所双方の視点から意見交換を行った。
- 執行官事務の合理化・標準化の検討を進めることについて異論はなかった。
- 入札の有効性審査の事務については、最高価買受申出人と次順位買受申出人の認定に必要な限度で、入札書及び添付資料の審査を行うことに法令上の問題点がないこと、審査事務を標準化・合理化することが望ましいことについての認識が共有され、引き続き具体的な事務の在り方を検討すべきことが確認された。

論点1 不動産執行事件における入札の有効性審査を標準化・合理化する方法 〔執行資料02参照〕

- 執行資料02に記載した、最高価買受申出人及び次順位買受申出人の認定に必要な限度で入札書及び添付資料の審査を行うことで事務を標準化・合理化することについて意見交換した。上記の方向性に賛同する立場が多かったものの、事前審査の便宜の観点からの検討事項も紹介された。

(賛同する立場)

- 現在既に、最高価と次順位の入札を審査し、無効理由があれば更に次順位の入札を審査しているという府が複数あったほか、そのような運用をしていない府からも、事務負担の軽減の観点から、執行資料02記載の提案に賛同する旨が複数表明された。

(検討事項の指摘)

- 持参される添付書類の点検を窓口で行っている府からは、事前審査をしないのは司法サービスの低下や無効な入札の増加、開札期日での過誤につながるのではないかといった指摘や、開札期日を円滑に進行するため期日で行うべき事務を絞る必要があるといった指摘があった。

(標準化・合理化の対象)

- 入札の有効性審査に加え、入札書の読み上げの運用も統一されていないことから、これを機にその運用を標準化することが望ましいとの指摘があった。

論点2 標準化・合理化を検討すべき事務及びそのあい路

- 申立書や調書等の書式は、各府で運用が異なるなどのハードルはあるものの、標準化の検討を進めるべきであるとの認識が表明され、特に国民が利用する申立書の標準化については早期に検討すべきであるとの指摘があった。
- 標準化・合理化のあい路として、府毎の事件数や人的態勢の違いを指摘する府や、執行官が多様な類型の事務を行っていることを指摘する府があった。

協議事項3 執行官事務に関する知の承継の在り方

【概要】

- 事件数及び執行官の配置数の減少に伴い、経験の少ない執行官が経験豊富な執行官から指導を受ける機会が減少するなどし、スキル・ノウハウの承継が困難となる場面が生じているところ、本協議事項では、知の承継・共有や人材育成に向けた取組みの必要性や具体的な方策などについて、執行官及び執行裁判所双方の視点から意見交換が行われた。
- 知の承継・共有や人材育成上の具体的課題が指摘され、課題への対処とし

て、庁を超えた取組や、Microsoft 365 等のデジタルツールの活用等の幅広い観点から引き続き検討を進める必要があることについての認識が共有された。

論点1 現在の執行官が抱えている知の承継・共有や人材育成上の課題

- 新件を受理してから執行の着手までに必要な準備、執行現場での対応のノウハウ、執行に向けた熱意、公平性・中立性の理念を承継・共有していく必要があるとの指摘があった上で、知の承継・共有や人材育成上の課題について、各庁の検討結果が紹介された。
(事務処理方法の不統一)
- 各執行官の事務処理方法が多種多様であり、体系的な整理が難しいとの指摘があった。
(育成担当者の不足)
- ベテラン執行官が減少していること、指導を担うべき総括執行官が、内勤事務と事件処理に時間をとられ、人材育成のための時間を確保できないことなどから、指導担当の執行官が不足している、複雑困難な事案を担当することになった場合の相談先がなく苦慮しているとの指摘もあった。
(中堅層での共有の必要性)
- 新人執行官だけでなく、中堅執行官においても執行の知識にバラツキがあるため、スキルやノウハウを共有する必要があるとの指摘もあった。
(小規模庁の課題)
- 一人庁や二人庁では指導担当の執行官の確保が困難であるため、庁を超えて、近隣の大・中規模庁も協力して対応する必要があるとの指摘もあった。

論点2 各庁における取組並びにそのあい路及びこれを克服するための方策

- (庁を超えた取組)**
- 小規模庁の知の承継は喫緊の課題であり、高裁所在地庁の執行官に相談する、同庁の執行現場を見学して質疑応答をするなどの取組が複数庁から紹介された。また、新任執行官の自庁研修について、既に高裁所在地庁が受け入れている、又は今後そのような検討が必要であるとする庁もあった。
- (執行裁判所等との連携)**
- 執行裁判所と執行官室との打合せを定期的に開催している、執行裁判所、評議人、執行官室の三者協議をしているという庁が複数あった。また、一人庁における知の承継には、執行裁判所の協力も必要であるとの指摘もあった。
- (援助執行官の活用)**
- 複雑困難な事件について援助執行官を活用し、ベテラン執行官と若手執行官とで執行現場に行くことで、知の承継を行っているという庁があった。

(過去の事例の共有)

- 複雑困難な事件など参考となる事件の記録の写しを保管し、執行官室で共有する、複雑困難な事件を担当した執行官から経験談を共有するといった取組をしているという府が複数あった。

(採用時の工夫)

- 新任執行官の採用時期を1か月前倒しすることで、退職執行官と新任執行官が重なる期間を作つて人材育成に利用することが考えられるとの検討や、退職執行官に4か月間臨時任用で残つてもらったとの事例が紹介された。

(M365の活用)

- 個別具体的な事例を蓄積するために、Microsoft365 (Forms) の活用や、各種打合せのデジタル化を検討する必要があるとの指摘もあった。

協議事項4 ウェブ会議を利用した財産開示期日

【概要】

- 民事執行法の改正により、裁判所が相当と認めるときは、音声通話又はウェブ会議の方法によって、財産開示期日における手続に関与することができる（ただし、開示義務者による財産の状況に関する陳述はウェブ会議の方法に限られる。）旨の規定が設けられ（改正民事執行法199条の2及び199条の3）、これらの規定は、民訴フェーズ3開始（遅くとも令和8年5月まで）に合わせて施行されるところ、本協議事項では、上記改正民事執行法の一部先行施行から民事執行手続の完全デジタル化（遅くとも令和10年6月）までの間を念頭に置き、意見交換が行われた。
- 協議を通じて、ウェブ財産開示期日実施についてのニーズや実施に適する事案を選定するに当たっての考慮要素、実施上の課題についての認識が共有され、引き続き検討を継続することが確認された。

論点1 ウェブ財産開示期日実施のニーズ

(申立人のニーズ)

- 申立人は、遠方の場合があり、特に代理人が付いている事案を中心に一定のニーズがあり、現在は繁忙を理由に出頭していない業者の許可代理人も、ウェブ会議であれば参加を希望するケースもあり得るとの検討が示された。
- 東京以外の地域の参加府からは、業者や養育費等を請求債権とする申立てを行う弁護士事務所が東京に多いことからすると、よりニーズがあると考えられるとの指摘もあった。

(開示義務者のニーズ)

- 開示義務者については、管轄が開示義務者の住所地とされていることや、IT機器の準備が必要であるため、ウェブ会議実施の需要がそれほどないという検討が複数庁から紹介された。
- 他方で、庁によってはアクセスが良くない場合があることや、申立人も開示義務者が不出頭となるよりもウェブ会議で出頭することを期待して異議（改正民事執行法199条の3第3号）を述べない可能性もあることから、開示義務者についても相当のニーズがあるのではないかとの予想もあった。

論点2 ウェブ財産開示期日の実施が適切な事案や場面

- まず、代理人の有無に関わらず、ウェブ参加をする当事者がウェブ会議に慣れており、機器の操作に支障がないことが前提となることが確認された。
- 開示義務者については、財産目録の事前提出等、円滑な期日実施に向けた協力を期待できることが必要であるとの指摘があった。
- また、事件類型による選別としては、DV事案や犯罪被害者、面会交流に係る事件等、当事者間の心理的葛藤が激しく、同席することで期日の進行が困難な事案についてもウェブ会議が相当との指摘があった。
- なお、開示義務者側のウェブ参加の要件については、高齢、育児、体調不良等本人が出頭したくてもできない事情がある場合に満たすと考えるべきであり、緩和しすぎるのは相当でないとの見解があった一方で、申立人に異議のない場合には、改正民事執行法199条の3第3号の要件を満たすこととなるから、殊更限定的に考えるのは相当でないとの見解もあった。

論点3 ウェブ財産開示期日を実施する場合に検討すべき事項

〔執行資料03参照〕

(追加すべき検討事項)

- 事前配布資料である執行資料03（赤字部分を除いたもの）に列挙した検討事項例に過不足がないか意見交換したところ、追加検討事項として、①実施準備の段階で接続テスト等を行うか、②本人について、自宅でのウェブ会議を認めるのか（最寄りの裁判所に出頭させるべきか）、③開示義務者がウェブ会議に参加してこない場合の連絡方法の事前検討、④開示義務者が、通帳やキャッシュカード、車検証等を画面越しに示して陳述した場合の個人情報を示された場合の対応（記録化の在り方を含む。）といった点が挙げられた（本協議結果要旨添付の執行資料03の赤字部分）。

(ウェブ上での宣誓の方法)

- ウェブ上での宣誓方法としては、改正民事執行規則15条の6に規定する方法（証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させる方法）によること

が確認された。

- 宣誓書の送付については、期日呼出状に同封して送付することを検討しているとの紹介が複数の庁からされた。
- 宣誓書の返送については、①期日開始前に返送してもらうとする庁と、②期日後に返送してもらうとする庁の各検討が紹介されたが、②を検討している庁からは、宣誓書は調書に添付されることが望ましいが、返送されない事案も一定数想定されることを見越して、運用（調書に宣誓の事実をある程度詳細に記載する等）を検討する必要があるとの指摘があった。

協議事項5 財産開示事件の事務処理上の課題及び工夫例

【概要】

- 令和2年以降、財産開示事件の新受件数は増加傾向にあるところ、事件数増加に伴う課題やこれに対処するための工夫例について意見交換がされた。

論点1 事務処理上の課題

- 課題として、以下のものが紹介された。
 - ・ 事件数の増加によって、開示期日の指定が困難になっている。
 - ・ 開示義務者からの問い合わせへの対応に時間を要しているところ、分かりやすい手続案内（説明書面やフローチャート）や記載例を作成して合理的な対応を行う必要がある。
 - ・ 申立人から詳細な質問がされ、期日に長時間を要することがあるため、期日において許容する質問内容について、庁内で認識共有をする必要がある。
 - ・ 開示義務者の不出頭事案について刑事処罰を希望する申立人等からの問合せが増えている。

論点2 課題に対する対処（工夫例、合理化例）

- 事務を効率的に処理するための工夫例として、以下のものが紹介された。
 - ・ 特定の業者を申立人とする事件について、同一時刻に複数の開示期日を指定し、集中的な処理を行っている。
 - ・ 保管金による処理を開始する旨をウェブサイトにて周知して利用促進を図っている。
 - ・ 録音体引用によって調書を作成する事案の範囲を拡大した（従来は、申立人出頭事案に限っていたが、事前に意向を確認できる事案については、申立人不出頭の事案でも、録音体引用による調書作成を実施する運用とした。）。
 - ・ 開示期日の担当裁判官を曜日制とすることで期日を調整しやすくした。

- ・ 財産目録の記載漏れや未提出を防ぐため、書式の大幅な改訂を行い、期日進行や調書作成を容易化した。
- ・ 法197条1項2号要件の審査の在り方について、裁判官室と書記官室で方向性を共有し、類型ごとの必要書類を整理することで補正を減らした。
- ・ 請求債権目録について、詳細な検算を行わないこととした。
- ・ 発令後、送達未了の事件が増えているため、送達状況について一覧表を作成して管理し、長期間送達できない事件については、補正命令を発することとした（実施決定を取り消した事案も実際にある。）。

協議事項6 事務標準化の今後の展開の時期及び方法

【概要】

- デジタル化を契機とする事務標準化に向けた検討として、標準的な申立てフォームの利用を前提に、申立ての際の添付資料や標準的に認めるべき執行費用の範囲等の標準化に向けた検討を行っているところ、検討の成果をより早期に実務に還元し、当事者の利便性の向上、事務処理の合理化による負担の軽減及び知の承継の容易化を実現するための方策として、裁判所新ウェブサイトの稼働時期である令和7年10月を目途に、可能な範囲で標準書式及び添付資料に基づく運用を開始し、以降、対象範囲を順次拡大していくこと等についての意見交換が行われた。
- 協議を通じて、事務標準化に向けた検討の成果をより早期に実務に還元するという観点から、標準的な申立て書式及び添付資料による申立てによる運用を、令和7年10月を目指し開始することについては異論がなかった。
- また、添付資料の標準化に当たって残された課題や試行に向けた各庁の準備状況については、事務標準化の意見交換の枠組みを利用して検討及び情報共有を継続することが確認された。

論点1 標準的な事務処理の開始に向けてのスケジュール【執行資料04参照】

- 以下のスケジュール案（イメージ線表は執行資料04下段参照）について意見交換を行った。

【スケジュール案】

(令和7年度前半)

- ① 事務標準化意見交換の成果を全国の裁判所に還元
- ② 運用変更について、関係機関に説明

(令和7年度後半～)

- ③ 新ウェブサイトの運用開始（令和7年10月予定）に合わせ、可能な範囲で標準書式及び添付資料に基づく運用を開始し、以降、対象範囲を順次拡大

- 上記スケジュール案に基づいて、標準的な事務処理を開始することについて、多くの府から賛意が表明された。
- 参加府からは、事務標準化に向けた意見交換の機会に他府の運用を聞きながら、自府の運用を再検討する必要があるとの発言や、標準化によって自府の運用を変更する部分が生じるが、前倒しでできる部分から始めたいとの発言があった。
- また、標準的な添付資料の内容や標準的な事務処理を実施する範囲については、最高裁がイニシアチブをとって議論を進めてほしいとの指摘もあった。

論点2 標準的な事務処理を開始することが適切な事件類型

- 債権権執行、不動産競売、財産開示、情報取得といったこれまで検討してきた事件類型について標準的な事務処理を開始することに異論はなかった。
- 上記に加えて標準的な事務処理の検討を要する手続等としては、代替執行、間接強制、自動車競売、強制管理・収益執行、競落不動産の引渡命令、執行費用額確定処分、配当手続等が挙げられた。
- 養育費等を請求債権とする執行申立てが今後増えることを念頭に置いて、書式を申立てにより分かりやすいものとする必要があるとの指摘もあった。

論点3 関係機関への説明においてあい路となる事項

- 関係機関への説明については、日弁連や全銀協等に対する全国的な周知を最高裁において実施した上で、各府においても必要に応じて周知を行うことが確認された。
- なお、関係機関への説明の際には、令和10年に予定されている非訟手続の完全デジタル化についても併せて説明していくことにより、理解や協力を得られやすくなるとの指摘もあった。

以上

[機密性 2]

令和 6 年度

民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

[機密性2]

配 布 資 料 目 錄

【倒産】

- 資料01 ウェブ債権者集会実施に当たっての検討事項例
- 資料02 事務標準化の今後の展開イメージ（たたき台）
- 資料03 参照条文

【執行】

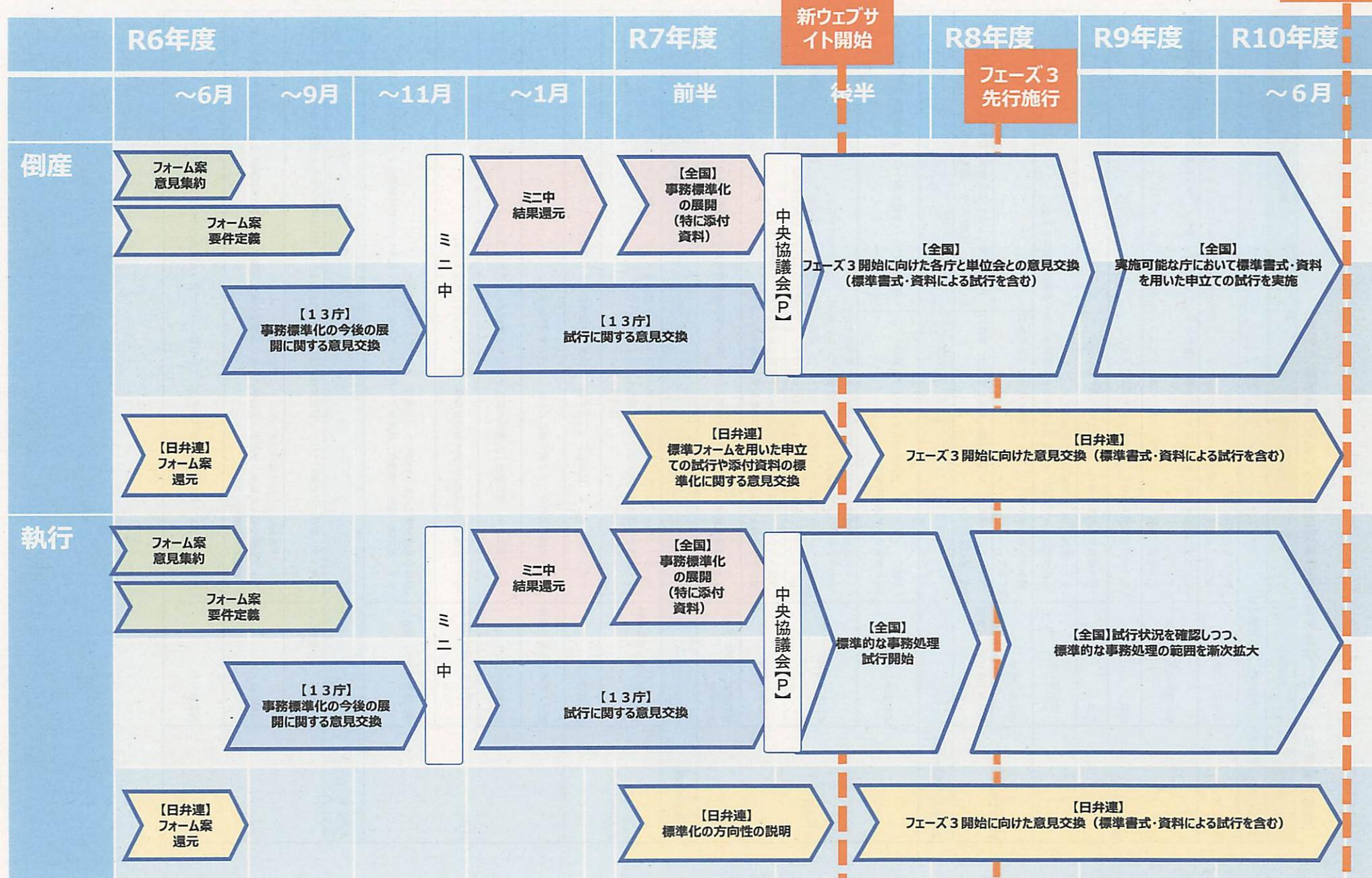
- 資料01 債務名義が添付省略される場合の事務フロー案
- 資料02 入開札事務の合理化・標準化
- 資料03 ウェブ財産開示期日実施に当たっての検討事項例
- 資料04 事務標準化の今後の展開イメージ（たたき台）
- 資料05 参照条文

【倒産】資料01 ウェブ債権者集会期日実施に当たっての検討事項例(改訂版)

手續等	検討事項	集会期日（第1回）	集会期日（続行）
1 事件選別、関係者への意向聴取、期日指定など			
事件選別	実施事件の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・非召集型の運用とどのように棲み分けるか。 ・条文上「届出をした債権者」と規定されているところ、債権届出留保型の事案で利用するか。 	
意向聴取	意向聴取の要否・範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・改正破産法は、当事者の意見を聴くことを明文の要件とはしていないが、管財人、申立代理人等に対して、意向聴取を実施するか。 ・意向聴取を実施したものに向ふべきものとしない場合どのように対応するか（しないか）。 	
	時期	<ul style="list-style-type: none"> ・意向聴取を実施する場合、どのタイミングで行うか。 	
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意向聴取を実施する場合、どのような方法で行うか。 	
	一律か選別か	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての事件について意向聴取を実施するか。 ・全件で実施しない場合、どのような基準で意向聴取を実施する事件を選別するか。 	
期日の公告等	期日の公告等	<ul style="list-style-type: none"> ・開始決定の公告や通知に、ウェブ会議の方法による旨を記載するか。 	
	期日指定後のウェブ会議への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・期日の公告や通知後、ウェブ会議へ変更した場合、再度の公告・通知を行うか。 ・第1回の期日において告知後、続行期日をウェブ会議へ変更した場合、再度の公告・通知を行うか。 	
2 実施に向けた準備			
実施準備	必要事項の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・会議ID、パスコード、会議用URLをどのように通知するか ・第1回のウェブ会議と同一のIDを利用するか、異なるものとするか。 ・特に債権者への通知方法。 	
	参加予定者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ参加予定者との間で、事前に接続テストを実施するか。 ・参加予定者がウェブ会議システムの利用に慣れていない場合にどこまで説明するか。 ・インターネット環境にない債権者への対応として、最寄りの裁判所からウェブ会議により参加するという運用をするか。 ・条文上「届出した債権者」知れたる債権者や債権者として主張する者のウェブ参加を認めて良いか 	
	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・債権者のウェブ参加を認める場合に、参加予定者を事前に把握する必要があるか。 ・参加予定者数を把握するため、参加意思表明の期限を定めるか。 	
	質問事項、質問希望者の事前把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ債権者集会に要する時間を算出するため、事前に質問希望者や質問事項を把握するか。 	
3 期日の実施			
期日開始前	本人確認・接続環境の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事件でウェブ出頭する者が複数いる場合等は、期日前の接続テスト時に本人確認をするか。 ・本人確認や第三者の関与がないことの確認をどのように行うか。 ・ウェブ会議の接続先としてどのような場所を許容するか 	
	同席者等の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人以外の第三者（金融機関の担当者等）の同席・参加希望がある場合どのように対処するか。 	
期日中	管財人の説明資料の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・管財人の説明資料をウェブ参加者にどのように方法で提供するか。 	
	提出書面の訂正方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ参加者が、事前提出した書面の訂正を希望する場合どのように方法で訂正してもらうか。 	
	不規則発言・録音録画等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ会議上での不規則発言や録音録画等に対してどのように対応するか。 	
	通信障害が生じた場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・映像や音声が聞こえない状況が生じた場合、どのように対処するか。 ・ウェブ参加者の属性（債権者、破産者、代理人等）や期日において実施する手続の類型によって対応は異なるか。 	
4 期日後			
期日後	期日後のウェブ会議の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・管財人が、期日に引き続いて、ウェブ参加者に対してウェブ会議上の情報提供の実施を希望する場合にどのように対処するか。 	
	調書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ債権者集会の開催時は調書の作成を必要的とするか。 ・ウェブ会議で行った旨や、通話者、通話者の所在する場所の状況が適切であることを記載することが想定されるが、他に、記載すべき事項はあるか。 	
	当事者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・期日後に、ウェブ参加者から通信障害が生じていた旨の申告があった場合、どのように対処するか。 	

【倒産】資料02 事務標準化の今後の展開イメージ（たたき台）

フェーズ3
全面施行



【倒産】資料03 参照条文

※いずれも民訴法フェーズ3改正が施行される時点のもの

破産法

(映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日)

第百二十二条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、一般調査期日における手続を行うことができる。

2 前項の一般調査期日に出頭しないでその手続に関与した破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者は、その一般調査期日に出頭したものとみなす。

(特別調査期日における調査)

第百二十三条 [略]

2 第百十九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第百十八条第三項から第五項まで、第百二十条、第百二十二条（第七項及び第九項を除く。）並びに前条の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会)

第百三十六条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産者、破産管財人、届出をした破産債権者及び外国管財人（第二百四十五条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、債権者集会の期日における手続を行うことができる。

2 前項の期日不出席しないでその手続に関与した破産者、破産管財人、届出をした破産債権者及び外国管財人は、その期日不出席したものとみなす。

破産規則

(映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日又は特別調査期日・法第百二十一条の二等)

第四十三条の二 法第百二十一条の二第一項に規定する方法によって一般調査期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 通話者
 - 二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
- 2 前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に一般調査期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。
- 3 前二項の規定は、法第百二十二条第二項において準用する法第百二十一条の二第一項に規定する方法によって特別調査期日における手続を行う場合について準用する。

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会・法第百三十六条の二)

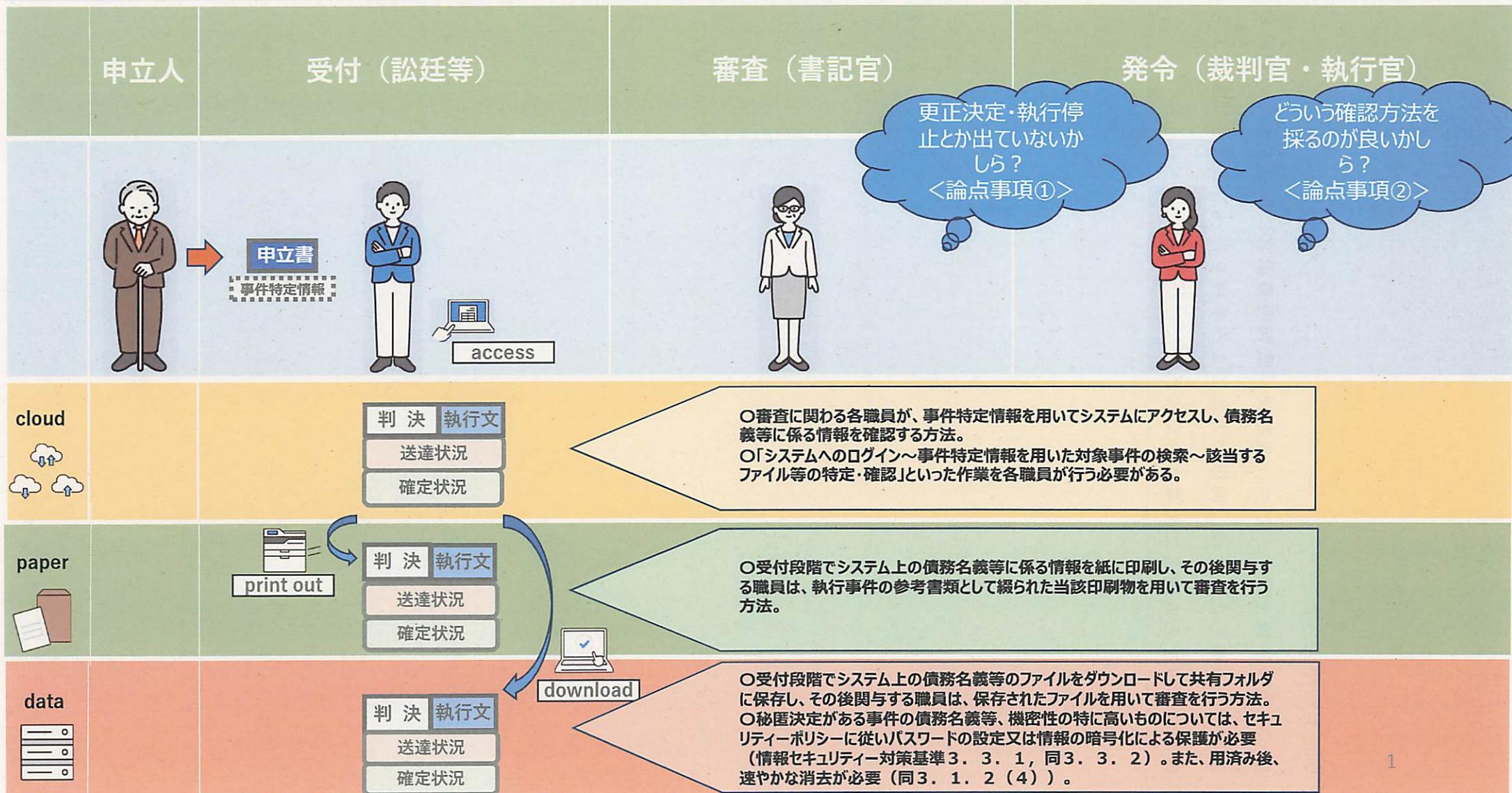
第四十五条の二 法第百三十六条の二第一項に規定する方法によって債権者集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 通話者
- 二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適

切なものであること。

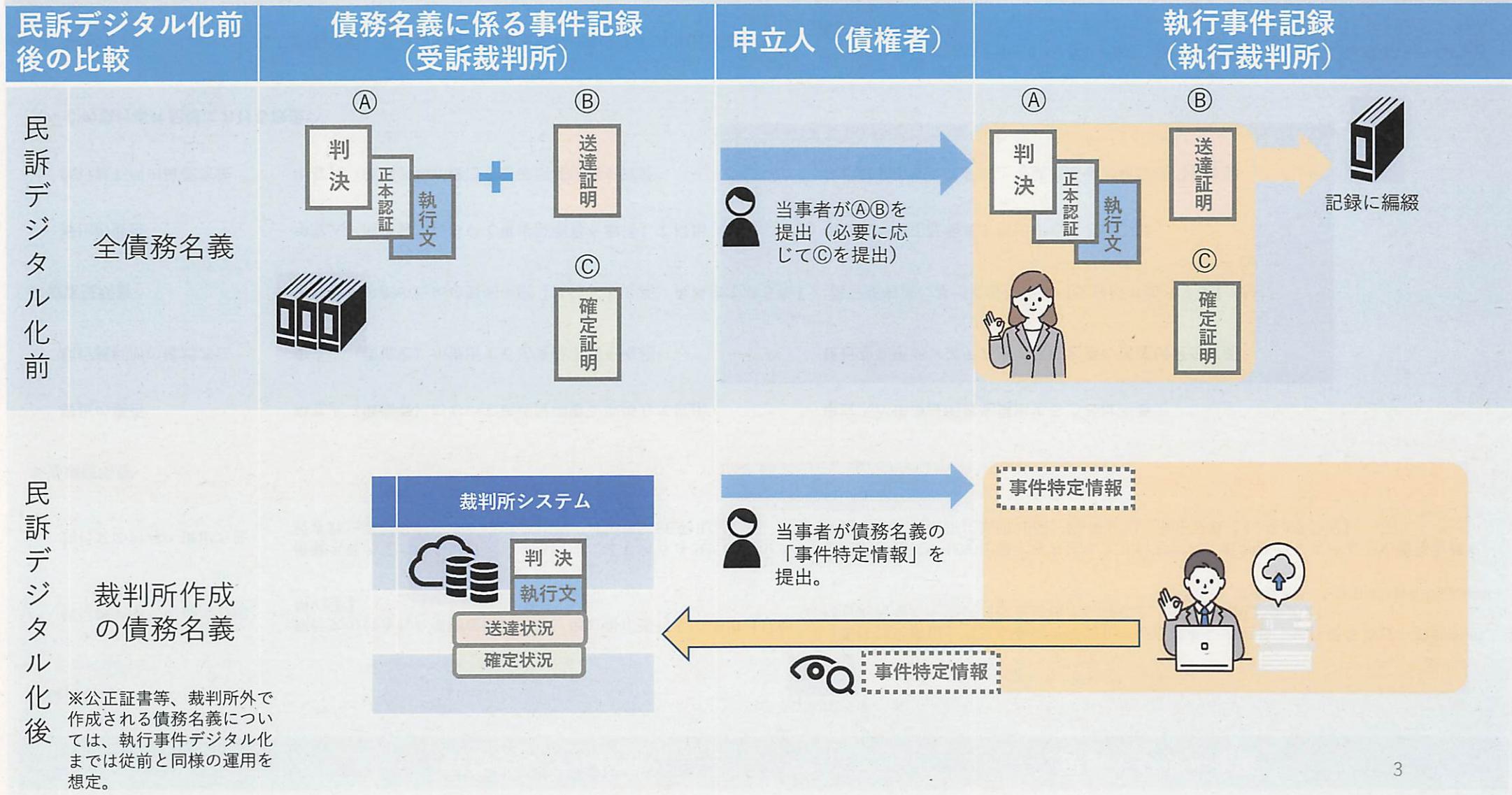
2 前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に債権者集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

【執行】資料01 債務名義が添付省略される場合の事務フロー案



	民訴デジタル化前	民訴デジタル化後
Ⓐ債務名義		
執行裁判所への提出方法	執行文の付された債務名義正本を、申立書に添付して提出【民執規21条】	「事件特定情報」（当該事件が係属していた裁判所の名称、事件番号及び…裁判所が付した符号）を提供【改正民執法18条の2、改正民執規15条の2】 ※債務名義の記録事項証明書の提出も可
執行文の付与・提出方法	債務名義の正本の末尾に付記する方法により付与され、執行文の付された債務名義正本が提出される。【民執法26条II③】	電磁的記録に併せて記録する方法により付与され、裁判所がシステム上で債務名義を確認する。【改正民執法25条、26条II①、改正民執法18条の2参照】
Ⓑ送達証明書		
提出の要否	申立人（債権者）において送達証明書を取得して提出	申立人が送達証明書を提出することは不要
執行裁判所の確認方法	申立人（債権者）が提出する送達証明書を確認	執行裁判所がシステム上で債務名義の送達状況を確認
Ⓒ確定証明書		
提出の要否	申立人（債権者）において確定証明書を取得して提出	申立人が確定証明書を提出することは不要
執行裁判所の確認方法	申立人（債権者）が提出する確定証明書を確認	執行裁判所がシステム上で債務名義の確定状況を確認
Ⓐ～Ⓒの執行事件記録における取扱い		
保管方法	債務名義、送達証明書、確定証明書を執行事件記録に編綴	いずれも執行事件の記録とはしない方向で検討（債務名義に係る受訴裁判所の事件記録の閲覧で充足）

民訴デジタル化に伴う改正の概要



【執行】資料02 入札事務の合理化・標準化

入札の有効性の審査に関する事務の合理化・標準化



現在の事務

全ての入札について有効性（陳述書等の添付書類、保証金納付状況等）を審査

合理化・標準化後の事務

最高価・次順位の入札についてのみ有効性（陳述書等の添付書類、保証金納付状況等）を審査



上記事務の法的根拠は?
事務負担に見合った必要性は?
デジタル化の支障とならないか?

民事執行規則

（入札期日の手続）
第四十一条（1項略）
2 執行官は、開札に際しては、入札をした者を立ち会わせなければならない。この場合において、入札をした者が立ち会わないときは、適当と認められる者を立ち会わせなければならない。



事務の合理化・標準化
全国で標準的な合理的負担の事務処理
デジタル化への円滑な移行
電子入札・紙入札の混在下での合理的審査
← 民事執行規則改正（R10.6までに施行）により電子入札を可能とする想定

3 開札が終わつたときは、執行官は、最高価買受申出人を定め、その氏名又は名称及び入札価額を告げ、かつ、次順位買受けの申出（法第六十七条に規定する次順位買受けの申出をいう。以下同じ。）をすることができる入札人がある場合にあつては、その氏名又は名称及び入札価額を告げて次順位買受けの申出を催告した後、入札期日の終了を宣しなければならない。

上記のほかに合理化・標準化すべき事務はないか？

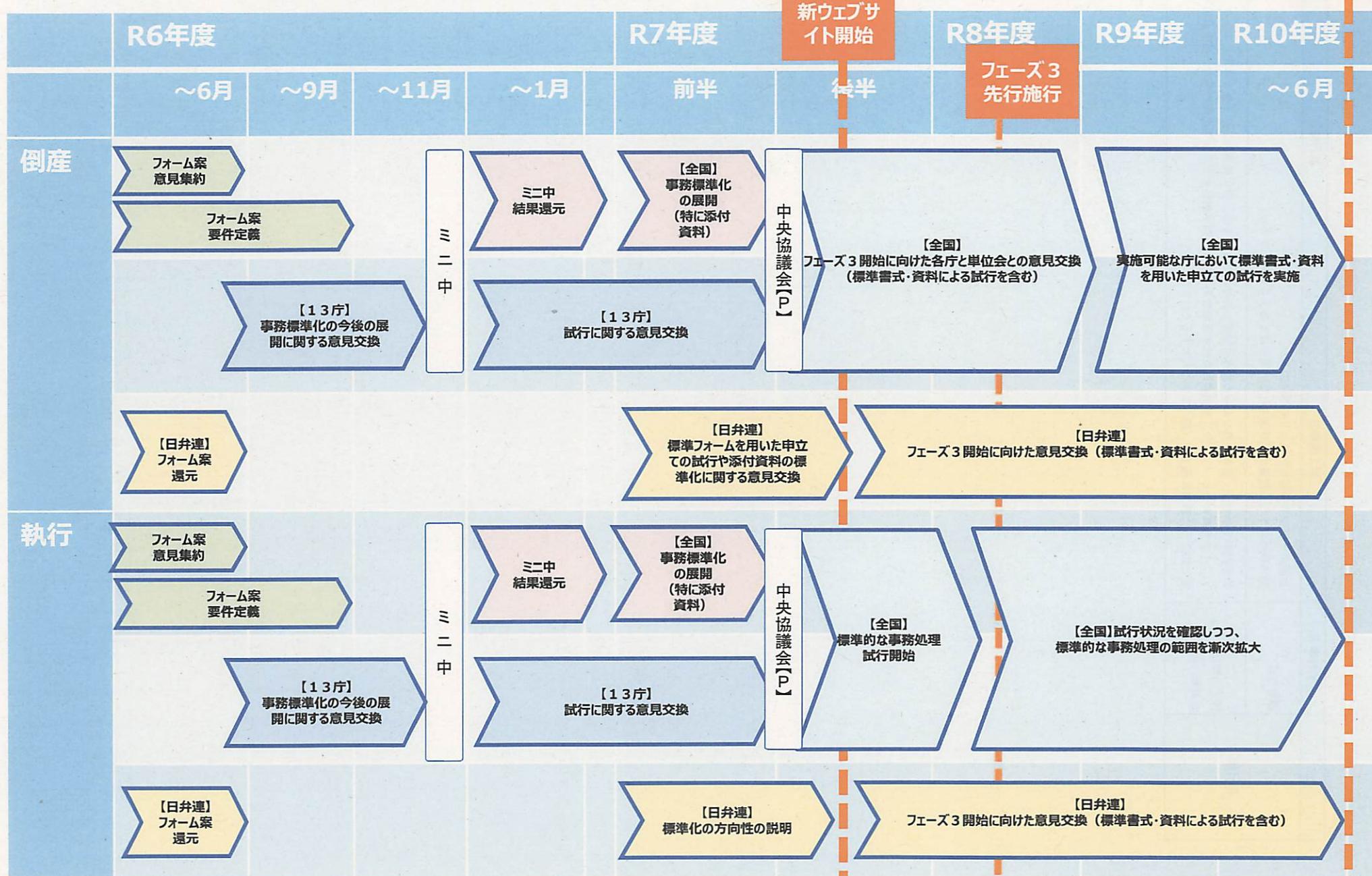
【執行】資料03 ウェブ財産開示期日実施に当たっての検討事項例

	検討事項	第1回期日	続行期日
1 当事者への意向聴取の時期・方法など			
申立人 (法199条の2)	時期	<ul style="list-style-type: none"> 申立時、実施決定のための期日調整時などが考えられるがどの時点で行うのが効率的か。 開示義務者のウェブ参加に対する異議の有無（改正法199条の3Ⅲ）の確認はどの時点で行うか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回期日終了時に再度、意向確認をするか。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 申立書提出時に一律に希望を確認するか。 電話又は書面等で問い合わせがあった場合に限るか。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 申立人については、電話会議も可能であるが、電話会議とウェブ会議をどのように使い分けるか。 申立人本人と代理人が別々の方法で参加することも許容するか。 	
開示義務者 (法199条の3)	時期	<ul style="list-style-type: none"> 実施決定正本送達時などが考えられるが、どの時点で行うのが効率的か。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回期日終了時に再度、意向確認するか。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 開示義務者によるウェブ参加は要件が限定されている（改正法199条の3）ところ、一律に希望を確認するか。 (希望がある場合) どのような場合にウェブ参加を認めるか。 どのような資料を求めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 期日においては口頭聴取可能であるが、期日間に申出があった場合はどうするか。
2 実施に向けた準備			
実施準備	必要事項の通知	<ul style="list-style-type: none"> 会議ID、パスコード、会議用URLをどのように配布するか（特に開示義務者への通知方法） 	
	必要書面の送付	<ul style="list-style-type: none"> 宣誓書、財産目録等の必要書面をどのように交付するか。 	
	接続テストの要否	<ul style="list-style-type: none"> 実施準備の段階で接続テスト等を行うか 	
	接続場所の検討	<ul style="list-style-type: none"> 本人について、自宅でのウェブ会議を認めるのか（最寄りの裁判所に出頭させるべきか） 	
	連絡手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> 開示義務者がウェブ会議に参加しない場合の連絡方法の事前検討 	
3 期日の実施			
期日開始前	本人確認等	<ul style="list-style-type: none"> 同一事件でウェブ出頭する者が複数いる場合等は、期日前の接続テスト時に本人確認をするか。 本人確認や第三者の関与がないことの確認をどのように行うか。 	
	不参加の対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定時刻にウェブ参加予定者がウェブ会議に参加しない場合、どのように対応するか。 対応は、参加予定者が申立人／開示義務者であるかによって異なるか。 	
	書面の不提出の対応	<ul style="list-style-type: none"> 財産目録等の事前提出を指示した書面が提出されていない場合でも、ウェブ期日を実施するか。 	
	同席者の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 代理人以外の第三者の同席希望がある場合どのように対処するか。 	
期日中	録音	<ul style="list-style-type: none"> 調書作成又は添付のための録音をどのように方法で行うか。 	
	宣誓	<ul style="list-style-type: none"> どのように宣誓を行うか。 	—
	不規則発言・録画等	<ul style="list-style-type: none"> ウェブ上での不規則発言にどのように対処するか。 ウェブ会議の録音・録画に対してどのように対処するか。 	
	通信障害が生じた場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 映像や音声が聞こえない状況が生じた場合、どのように対処するか。 申立人がウェブ参加の場合と開示義務者がウェブ参加の場合で対応は異なるか。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 開示義務者が、通帳やキャッシュカード、車検証等を画面越しに示して陳述した場合の個人情報を示された場合の対応（記録化の在り方を含む。） ウェブで出頭した申立人から、ウェブ会議システムを利用して、開示義務者と交渉をしたい旨の要望が出された場合はどのように対処するか。 	
4 期日後			

	検討事項	第1回期日	続行期日
期日後	調書作成	<ul style="list-style-type: none"> 出頭カードや宣誓書を別紙として添付するか。 開示義務者から、宣誓書が返送されない場合などはどのように対処するか。 	
	陳述の際に利用した資料の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 財産開示手続では、資料を見ながらの陳述も可能であり（法199条7項は民訴法203条を準用していない）、その資料のコピー（抜粋）を調書に添付する場合もあるが、開示義務者がウェブ出頭の場合、当該資料写しをどのように調書に綴るか（綴らないこととするか。）。 	

【執行】資料04 事務標準化の今後の展開イメージ（たたき台）

フェーズ3
全面施行



【執行】資料 05 参照条文

※いずれも民訴法フェーズ3改正が施行される時点のもの

1 債務名義のデジタル化・添付省略関係

民事執行法

(記録事項証明書の提出等の省略)

第十八条の二 民事執行の手続においてこの法律の規定に基づき裁判所、裁判所書記官又は執行官に次の各号に掲げるものに係る記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものという。以下同じ。）を提出し、又は提示すべき者は、その提出又は提示に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

- 一 裁判
- 二 裁判所書記官の処分
- 三 裁判上の和解又は調停
- 四 前三号に掲げるもののほか、確定判決と同一の効力を有するもの
- 五 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。）

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）がファイルに記録されたものである場合にあつては記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあつては公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面。以下同じ。）に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

(執行文の付与)

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本（執行証書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

一 債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合における執行文の付与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

[2号 略]

三 前二号に掲げる場合以外の場合における執行文の付与 債権者が債務者に
対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を債務名義の正本の末
尾に付記する方法

(債務名義の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁
判の正本若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あ
らかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。
第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文の謄
本又は執行文に係る電磁的記録及び同条の規定により債権者が提出した文書の
謄本又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録も、あ
らかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競
売)

第一百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換
価のための競売については、担保権の実行としての競売の例による。

民事執行規則

(事件を特定するために必要な情報等)

第十五条の二 法第十八条の二各号に掲げるものに係る事件を特定するために
必要な情報として最高裁判所規則で定めるもの（以下「事件特定情報」とい
う。）は、当該事件が係属していた裁判所の名称、事件番号及び同条各号に掲
げるものを識別するために裁判所が付した符号とする。

2 事件特定情報の提供は、書面でしなければならない。

(強制執行の申立書の記載事項及び添付書類)

第二十一条 強制執行の申立書には、次に掲げる事項を記載し、執行力のある債務名義の正本を添付しなければならない。

- 一 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 二 債務名義の表示
- 三 第五号に規定する場合を除き、強制執行の目的とする財産の表示及び求め
る強制執行の方法
- 四 金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲
- 五 法第百七十二条第一項各号、法第百七十二条第一項又は法第百七十四条第一項第一号に規定する方法による強制執行を求めるときは、求める裁判

民法

(裁判による共有物の分割)

第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は
協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求することができる。

[2項から4項 略]

区分所有法

(区分所有権の競売の請求)

第五十九条 第五十七条第一項に規定する場合において、第六条第一項に規定
する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方法によつては
その障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維

持を図ることが困難であるときは、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る区分所有者の区分所有権及び敷地利用権の競売を請求することができる。

[2項から4項 略]

2 ウェブ会議を利用した財産開示期日

民事執行法

(音声の送受信による通話の方法による財産開示期日)

第百九十九条の二 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに申立人及び開示義務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、財産開示期日における手続を行うことができる。

2 前項の財産開示期日に出頭しないでその手続に關与した申立人は、その財産開示期日に出頭したものとみなす。

(映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述)

第百九十九条の三 執行裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。

- 一 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- 二 事案の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、開示義務者が執行裁判所

及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

三 申立人に異議がない場合

民事執行規則

(音声の送受信による通話の方法による財産開示期日)

第百八十六条の二 法第百九十九条の二第一項に規定する方法によつて財産開示期日における手続を行うときは、執行裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

- 二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。
- 2 前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を財産開示期日の調書に記載しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述)

第百八十六条の三 法第百九十九条の三に規定する方法による開示義務者の陳述は、申立人（同条第二号に掲げる場合にあつては、申立人及び開示義務者）の意見を聴いて、開示義務者を次に掲げる要件を満たす場所であつて執行裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

- 一 申立人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百九十九条の三第一号又は第三号に掲げる場合において、申立人又はその代理人が当該場所に在席することにつき開示義務者に異議がないときを除く。
- 二 開示義務者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると執行裁判所

が認める者の在席する場所でないこと。

- 2 法第百九十九条の三第二号に掲げる場合において、開示義務者を執行裁判所に出頭させて前項の方法による陳述をさせるときは、執行裁判所及び申立人が開示義務者の陳述を実施するために在席する場所以外の場所にその開示義務者を在席させるものとする。
- 3 第一項の方法により開示義務者に陳述をさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の開示義務者の陳述の実施に必要な情報を同項の開示義務者の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。
- 4 前条の規定は、第一項の方法によつて開示義務者に陳述をせる場合について準用する。



民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ結果概要

R6.11.28実施

倒産

1 ウェブ債権者集会

- ◆ ウェブ債権者集会実施のニーズや実施に適する事案を選定するに当たっての考慮要素、実施上の課題についての認識を共有。
- ◆ 実施に当たって想定される検討事項例は、倒産資料0_1（改訂版）のとおりであることが確認され、①ウェブ上の本人確認の方法、②不規則発言や録音録画への対応についても意見交換を実施。
- ◆ 制度の施行（R 8. 5まで）に向けて、検討を継続することを確認。

2 事務の標準化

- ◆ 標準的な申立書式及び添付資料による申立てを、遅くともR 9年度を目指して利用者に試行的に案内していくことを確認（倒産資料0_2）。
- ◆ 添付資料の標準化等の残された課題や試行に向けた各庁の準備状況について、事務標準化の意見交換の枠組みを利用して検討・情報共有を継続することを確認。



R 8開始の制度（ウェブ債権者集会・財産開示期日、電子債務名義、配当留保供託、養育費ワンストップなど）については、R 7. 10の中央協議会において運用上の留意点等の意見交換を行う予定です。

執行裁判所・執行官

1 電子債務名義等の確認フロー

- ◆ 民訴フェーズ3から執行デジタル化までの間、電子的に作成された債務名義等を執行裁判所及び執行官が確認し、申立ての審査を行う方法等の意見交換を実施。（執行資料0_1）。
- ◆ システムでの確認が可能となつても、執行停止決定については、当事者から事件特定情報が提供されない限り執行裁判所等が確認する必要はない点で意見が一致した。他方で、更正決定の確認の要否については、様々な視点からの検討が紹介された。
- ◆ 民訴フェーズ3（R 8. 5までに法施行）に向けて、検討を継続することを確認。

2 執行官事務の標準化・合理化

- ◆ 不動産執行事件における入札の有効性審査を標準化・合理化する方法等について、執行官及び執行裁判所双方の視点から意見交換を実施（執行資料0_2）。
- ◆ 最高価・次順位の認定に必要な限度で審査を行うこと・法令上の問題点はないこと、事務の標準化・合理化に向けた検討を進めることに異論はなく、引き続き、具体的な事務の在り方を検討すべきことを確認。

3 執行官事務に関する知の承継

- ◆ 知の承継・共有や人材育成に向けた取組の必要性、具体的な方策等について、執行官及び執行裁判所双方の視点から意見交換を実施。
- ◆ 課題への対処として、庁を超えた取組の必要性等が指摘され、Microsoft 365等のデジタルツールの活用を含む幅広い観点から、引き続き検討を進める必要があることについての認識を共有。

執行裁判所

4 ウェブ財産開示期日

- ◆ ウェブ財産開示期日実施についてのニーズや実施に適する事案を選定するに当たっての考慮要素、実施上の課題についての認識を共有。
- ◆ 実施に当たって想定される検討事項例は、執行資料0_3（改訂版）のとおりであることが確認され、ウェブ上の宣誓（宣誓書の取扱いを含む。）について意見交換を実施。
- ◆ 制度の施行（R 8. 5まで）に向けて、検討を継続することを確認。

5 財産開示事件の課題と対処

- ◆ 事件数の増加に伴う、現在の事務処理上の課題や工夫例について意見交換を実施。
- ◆ 工夫例として、例えば、以下のものが紹介された。
 - ・同一日時に複数の開示期日を指定
 - ・録音体引用を含む調書作成の合理化
 - ・財産目録の書式改訂
 - ・審査事務の合理化
 - ・実施決定送達未了事件の一覧管理

6 事務の標準化

- ◆ 標準的な申立書式及び添付資料による運用を、新ウェブサイトの稼働時期であるR 7. 10を目指して開始することを確認（執行資料0_4）。
- ◆ 関係機関への周知については、全国的な周知を最高裁において実施した上で、各庁においても必要に応じて周知を行うことを確認。